

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年11月9日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ジュリアン・フォンテーヌ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【電話番号】	03-3593-5928
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	アムンディ・パトリモア・ジャパン（年1回決算型）
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 の金額】	当初募集額 上限 1,000億円 継続募集額 上限 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アムンディ・パトリモア・ジャパン（年1回決算型）

（以下、「アムンディ・パトリモア・ジャパン」または「ファンド」、または「年1回決算型」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間

1,000億円を上限とします。

継続申込期間

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

発行価格

（イ）当初申込期間

1口当たり1円とします。

（ロ）継続申込期間

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入る有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（「(12) その他 その他」をご参照ください。）にお問合せください。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は2.16%（税抜2.0%）です。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

ただし、収益分配金再投資の際は、申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

(7) 【申込期間】

当初申込期間：平成27年11月25日から平成27年12月10日まで

継続申込期間：平成27年12月11日から平成29年 2月14日まで

ただし、ルクセンブルクの銀行休業日、または12月24日である場合は、お申込みできません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（「販売会社」）については、後記「（12）その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。

*販売会社によっては、お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(9) 【払込期日】

当初申込期間

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込総金額 を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる発行価額の総額は、設定日（平成27年12月11日）に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

継続申込期間

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込総金額 を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

取得申込みの方法等

受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

クーリング・オフ制度（金融商品取引法第 37 条の6）の適用

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

- 世界の株式、債券、不動産投資信託証券など、幅広い資産クラスに実質的に分散投資を行います。

さまざまな資産に投資を行う投資信託証券¹と、主として円建て短期公社債等に投資を行う「CAマネーパルファンド（適格機関投資家専用）」に投資します。

原則として、さまざまな資産に投資を行う投資信託証券の投資比率を高位に保つこととします。

- 1 設定時の投資信託証券については、後記「ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。なお、組入投資信託証券は委託会社の判断で適宜見直しを行います。

- 2 中長期的に円ベースで目標収益（円短期金利² + 4%³）を追求する運用を行います。

目標収益を追求する運用とは

特定の市場の変動に左右されずに投資元本に対する収益獲得を目指す運用です。

必ず収益を得ることのできる運用や、損失が発生しない運用という意味ではありません。

- 2 円短期金利とは3ヵ月円Liborです。

- 3 信託報酬等控除後の目標収益（年率）であり、購入時手数料等は考慮しておりません。

グループのグローバルなネットワークを活用し、アムンディ・ジャパンが運用を行います。

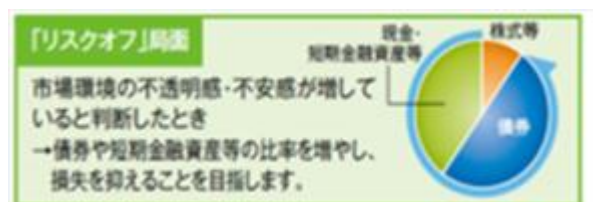
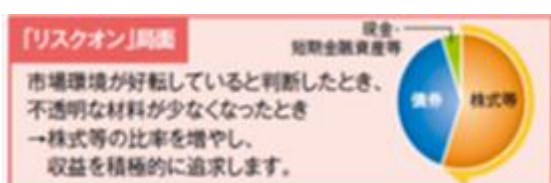
ファンドは短期間での目標収益の達成を追求するものではなく、5年程度の中長期的な期間を想定して運用を行います。

- 3 資産配分を機動的に変更し、安定的な収益の獲得を目指します。

各局面で資産配分方針を変更し、さらに市場見通しを加味して各資産への配分比率や通貨配分を調整します。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジ比率および通貨配分の変更を機動的に行います。*後記「運用プロセス」もあわせてご覧ください。

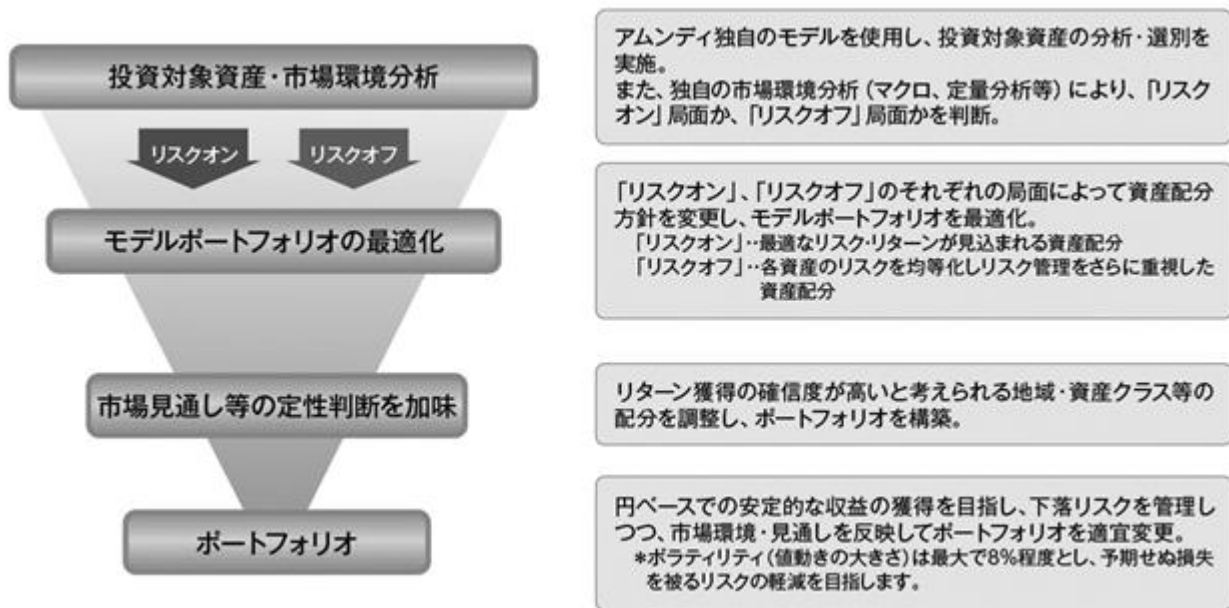
<イメージ図>



*委託会社は、一定水準の収益を追求する運用を行いますが、目標収益の達成を保証するものではありません。市場が急落した場合等には、基準価額は下落する可能性があります。上記はイメージ図であり、実際の資産配分等を示したものではなく、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス（投資対象の投資信託証券の運用プロセス）



* 運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信 / 内外 / 資産複合に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合
	内外	

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ ²)
	年6回 (隔月)	欧州		
	年6回 (隔月)	アジア		
	年6回 (隔月)	オセアニア		
	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複 合(株式、債券、不動産 投信、その他資産)資産 配分変更型)) ¹				
		アフリカ		
	日々	中近東(中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()			

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券 （資産複合（株式、債券、 不動産投信、その他資産） 資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信、その他資産）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載のあるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、機動的に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

1 ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投

信、その他資産）資産配分変更型））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

2 ファンドは、市況動向等に応じて機動的に為替ヘッジを行います、常に行うわけではありません。

* 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

ファンドの信託金の限度額は、1兆円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

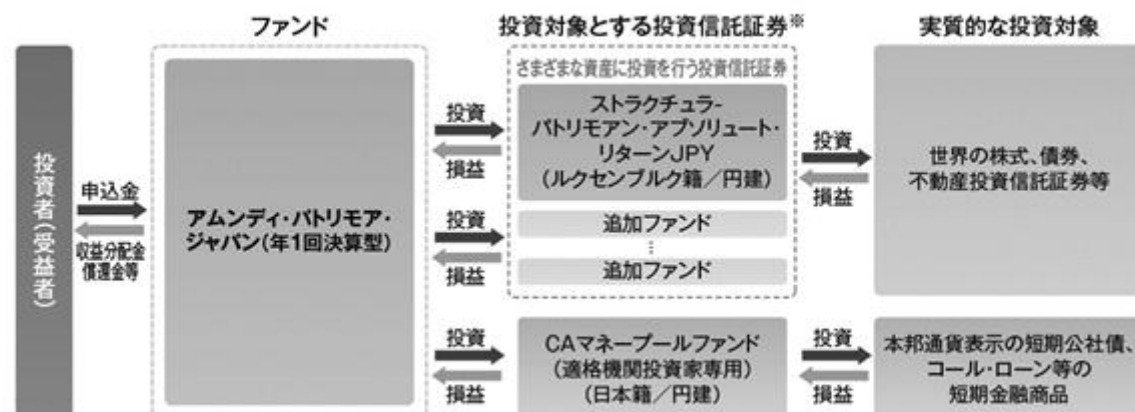
平成27年12月11日 投資信託契約締結、設定・運用開始（予定）

（3）【ファンドの仕組み】

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。ファンドの仕組みは、以下の通りです。

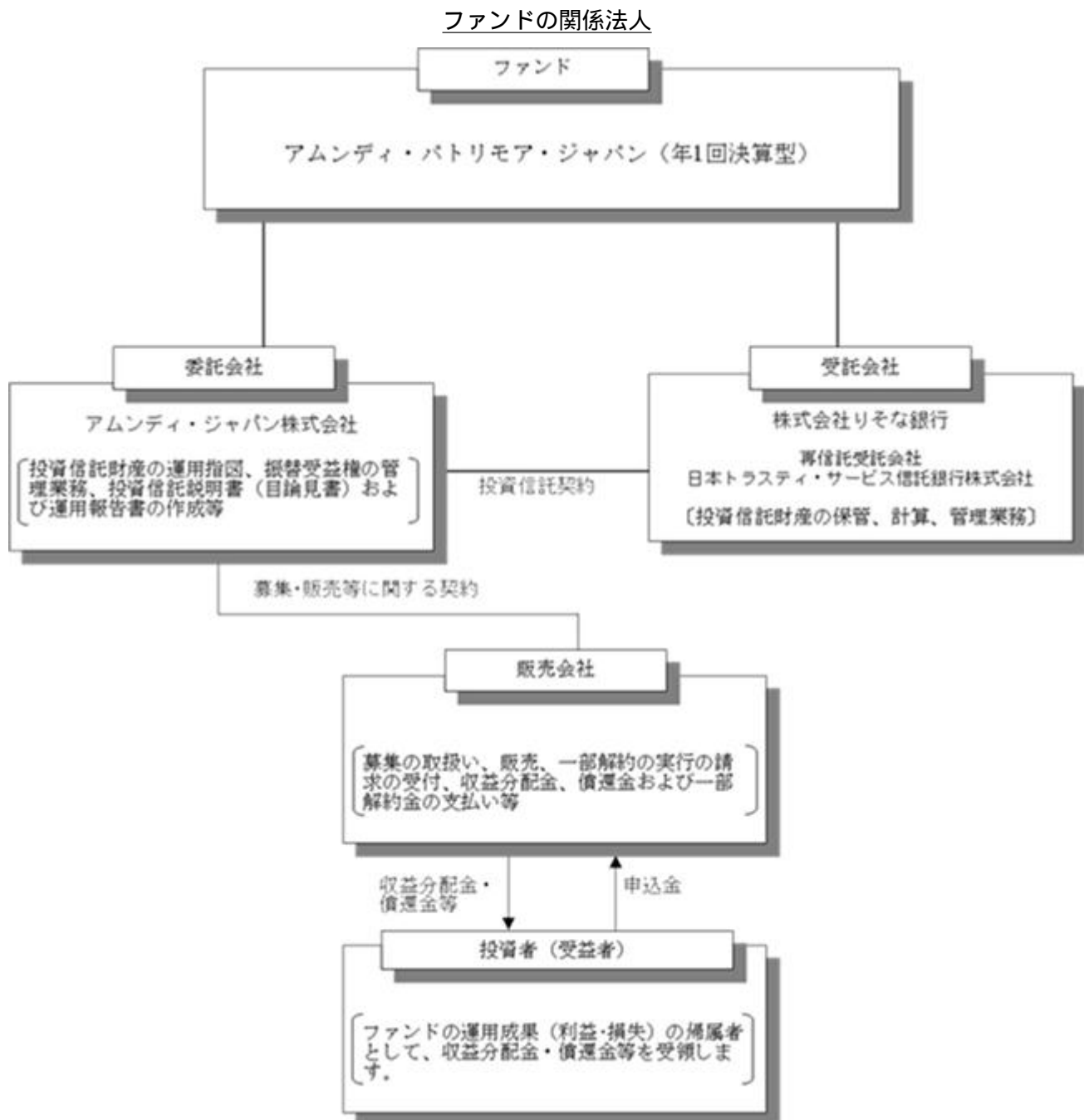
ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

<イメージ図>



※組入投資信託証券は、今後追加・変更される場合があります。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

《アムンディ概要》

アムンディは、フランスの農業系金融機関の中央機関として1894年に設立された、フランスのユニバーサルバンク、クレディ・アグリコル・グループの資産運用部門です。アムンディ・グループ全体の運用資産額は9,540億ユーロ（約131兆円、1ユーロ=137.23円で換算。2015年6月末現在）にのぼり、世界トップクラスの運用会社の1つです。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

* 有価証券届出書提出日（平成27年11月9日）現在において、持株会社アムンディ・グループは、同年11月中旬頃にユーロネクスト・パリに株式を上場する手続きを進めており、当該上場が行われた場合には、上場手続きが完了した日付で、「アムンディ・グループ」は「アムンディ」に、「アムンディ」は「アムンディ アセットマネジメント」に名称変更を行う予定です。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

投資態度

- (イ) 主として、投資信託証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
 - (ロ) 運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行い、実質的な投資は別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて行います。
 - (ハ) 指定投資信託証券への投資を通じて、主として世界の株式、債券、不動産投資信託証券および短期金融資産など、幅広い資産に実質的に分散投資を行います。
 - ・ 中長期的に円ベースで目標収益（円短期金利¹+4%²）を追求する運用を行います。
 - ・ 投資環境に応じて、株式、債券、不動産投資信託証券および短期金融資産などの各資産への配分比率や通貨配分を機動的に変更します。
- 1 3ヵ月円Liborです。
2 信託報酬等控除後の目標収益であり、購入時手数料等は考慮しておりません。
- * 目標収益を追求する運用とは、特定の市場の変動に左右されずに投資元本に対する収益獲得を目指す運用です。
- (ニ) 上記（ハ）のほか、主として円貨建ての短期公社債に投資する指定投資信託証券にも投資します。

（ハ）、（ニ）における「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. 幅広い資産に投資する投資信託証券
ルクセンブルク籍会社型投資信託
「ストラクチュラ - パトリモアン アブソリュート リターン JPY」
(Structura-Patrimoine Absolute Return JPY)
2. 主として円貨建ての短期公社債に投資する投資信託証券
国内籍契約型投資信託
「C A マネープールファンド（適格機関投資家専用）」

- (ホ) 原則として、幅広い資産に投資する指定投資信託証券の投資比率を高位に保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクのヘッジおよび円ベースでの投資収益の獲得を目的として、為替ヘッジ比率および通貨配分の変更を機動的に行います。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

【投資対象ファンドの選定方針】

委託会社は、アムンディ・グループ内外で運用される世界の株式、債券、不動産投資信託証券等の幅広い資産を主要投資対象とするファンドとアムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーフンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針がファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ 有価証券
- ロ 金銭債権
- ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ 為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主として指定投資信託証券および次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券または証書の性質を有するもの
- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- (d) 投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (e) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (f) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (g) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 外国の者に対する権利で(d)の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の(a)から(e)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

追加的記載事項

■ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の概要

外国籍投資信託証券	
ファンド名	ストラクチュラ - バトリモアン アブソリュート リターン JPY Structura - Patrimoine Absolute Return JPY
ファンドの形態	ルクセンブルク籍会社型投資信託
ファンドの特色	インカムゲインの確保と中長期的な資産の成長を目指します。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・費用控除後で、3か月円Liborを4%以上上回る収益を目標として運用を行います。 ・目標収益を達成するため、マクロ経済分析や各資産のバリュエーション分析をベースに、確信度に基づく機動的な運用を行い、ポートフォリオのリスク・リターンを常に最適化することを目指します。 ・世界の株式、債券、不動産投資信託証券等またはこれらの資産に関連する証券（上場投資信託証券等）を主要投資対象とします。 ・ヘッジのためおよび運用の効率化を図るため、世界の株式、債券、不動産投資信託証券、短期金利の指数等に関するデリバティブ取引を活用します。
主な投資制限	UCI等（上場投資信託証券を除く）への投資割合は、純資産の5%以内とします。 原則として、現金の投資割合は、純資産の50%未満とします。 上場有価証券等以外の有価証券への投資割合は、純資産の10%以内とします。 同一発行体の有価証券等（国債等を除く）への投資割合は、純資産の10%以内とします。
収益分配方針	収益分配は行いません。
設定日	2015年10月19日
投資顧問会社	アムンディ・ジャパン株式会社
運用管理費用（信託報酬）	年率0.47%
その他の費用	ルクセンブルクの年次税（年率0.01%）の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料、その他ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。

国内籍投資信託	
ファンド名	CAマネーブルファンド（適格機関投資家専用）
ファンドの形態	日本籍契約型投資信託（円建）
ファンドの特色	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> 1) 投資対象 本邦通貨表示の短期公社債を主要投資対象とします。 2) 投資態度 ①主として、本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	外貨建資産への投資は行いません。
設定日	2007年11月7日
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行
運用管理費用（信託報酬）	年率0.35%（税抜）以内

*上記内容は本書作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

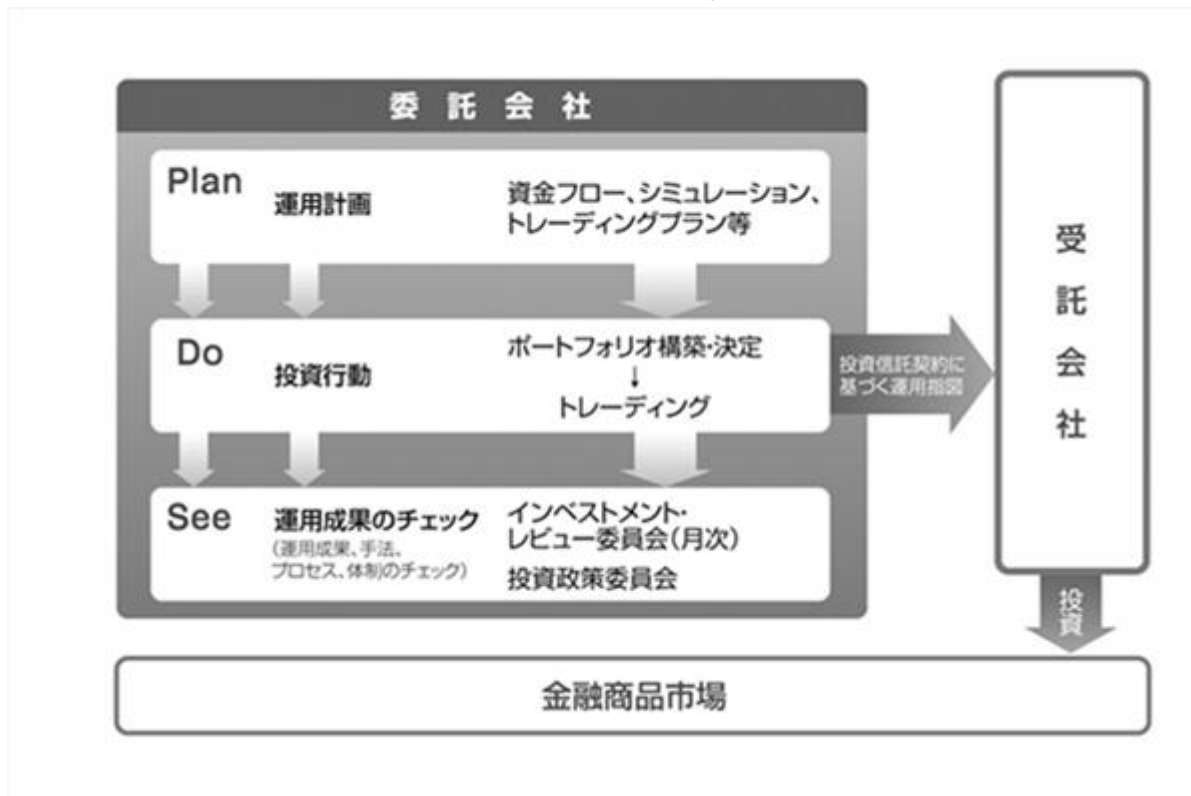
*上記は設定時において投資対象とする投資信託証券です。今後追加・変更となる場合があります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



- * 委託会社の運用成果のチェック・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として毎年11月14日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。なお、第1期決算日は平成28年11月14日とします。

(a) 分配対象額

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

() 投資信託財産に属する配当等収益(配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ)から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

() 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし)に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います(決算日(休業日の場合は翌営業日)から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します)。

2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約(自動けいぞく投資契約)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- （イ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （ロ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- （ハ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への直接投資は行いません。
- （ニ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ホ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い当該比率以内になるよう調整を行うこととします。
- （ヘ）資金の借入れの制限
 - 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界の株式、債券、不動産投資信託証券（関連する証券（上場投資信託証券等）を含みます）等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株式の価格および配当は発行企業の経営・財務状況、国内外の政治・経済・社会情勢等の変化により変動します。不動産投資信託証券（リート）の価格および配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、金利、リーートの収益および財務状況の変化等、様々な要因で変動します。**実質的に組み入れられた株式やリート等の価格が下落した場合は、ファンドの基準価額が下落し損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

金利変動リスク

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により債券価格は変動します。**実質的に組み入れられた債券の価格が下落した場合は、ファンドの基準価額が下落し損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

為替変動リスク

ファンドは実質組入外貨建資産について機動的に為替ヘッジを行います。為替ヘッジを行う場合、為替変動リスクの低減を目指しますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかります。なお、ファンドは必ずしも為替ヘッジを行うものではありません。タイミング等により、為替ヘッジを行っても為替変動リスクを抑制できない場合や、為替ヘッジを行わなくても為替差益を享受できない場合あるいは為替差損を被る場合があります。これらの場合、**ファンドの基準価額が下落し損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

資産等の選定・配分リスク

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券においては、市場環境等の変化に応じ、現金や短期金融資産等の保有比率を増加させたり、為替ヘッジを機動的に行うことで、金融市場の下落の影響を緩和し、基準価額の下落リスクの低減を目指して運用を行います。当手法が効果的に機能しない場合等には、**ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

流動性リスク

短期間で大量の換金の申込があった場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり市場規模の縮小や混乱が生じた場合等には、組入有価証券の特性から市場において十分な流動性が確保できないことがあり、その場合には市場実勢から想定される妥当性のある価格での組入有価証券の売却が出来ない場合や当該換金に十分対応する金額の組入有価証券の売却が出来ない場合があります。この場合、**ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

信用リスク

- ・ファンドが実質的に投資する有価証券の発行企業や取引先等の経営・財務状況の悪化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には当該有価証券の価格の下落（ゼロになることもあります）が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。また、デリバティブ取引や為替ヘッジ等の相手方が破産した場合には、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。この場合、**ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、相手方の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、**基準価額が下落する要因となります。**

デリバティブ取引のリスク

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券において、株式、債券等に関する先物取引等や為替予約取引を用いて買建て、売建てのポジションが構築される場合があります。買建ての対象が下落した場合、または売建ての対象が上昇した場合には損失を被り、**ファンドの基準価額が下落する場合があります。**

カントリーリスク

ファンドが実質的に投資する投資対象国・地域について、政治・経済および社会情勢等の変化により市場に混乱が生じた場合、または証券取引や外国為替取引等に関する規制が変更された場合等には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

目標収益に関する留意点

ファンドの運用にあたっては、世界の株式、債券、不動産投資信託証券等の幅広い資産クラスに分散して運用を行いますが、目標収益の実現を保証するものではありません。目標収益が実現できない主な要因としては、想定を大きく超える市場環境の急変や、投資環境見通しと実際の投資環境が著しく異なった場合等が考えられます。

ファンドの繰上償還

ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

換金の中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の受付が中止されることがあります。

分配金に関する留意点

- ・分配金は当該期にファンドが得る配当等収益、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ファンドは、毎決算時に、原則として収益配分方針に基づいて分配を行いますが、分配金額はあらかじめ確定しているものではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

規制の変更に関する留意点

- ・ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

その他

- ・前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。

- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たにファンドを購入できなくなります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者・登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクによる影響があります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

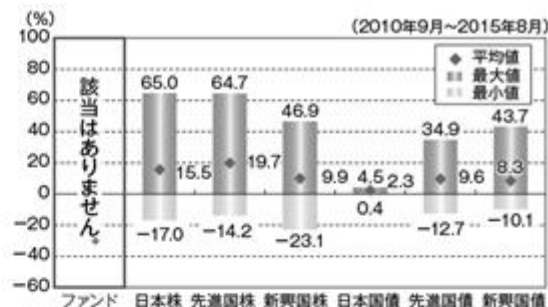
(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および基準価額の推移

(年1回決算型)



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*ファンドの運用は平成27年12月11日より開始される予定であり同日まで運用実績はありません。したがって上記グラフにおけるファンドの年間騰落率および基準価額の推移について該当事項はありません。

*②のグラフは2010年9月から2015年8月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLC により開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLC に帰属します。また、Citigroup Index LLC は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバルディバーシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバルディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLC が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLC に帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

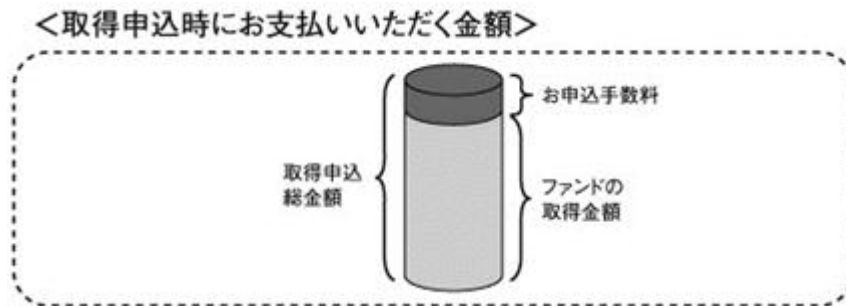
(1)【申込手数料】

申込手数料は、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
2.16%（税抜2.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。



(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.1124%（税抜1.03%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬の配分は次の通りとします。

[信託報酬の配分]

(年率)

支払先	料率	役務の内容
委託会社	0.19%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.80%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.04%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

ファンドが投資する指定投資信託証券の信託報酬は、それぞれの運用資産の純資産総額に対し下記の報酬率を乗じて得た額となります。

ファンドが投資対象とする 指定投資信託証券	信託報酬	役務の内容
ストラクチュラ - パトリモアン アプソリュート リターン JPY Structura - Patrimoine Absolute Return JPY	上限年率0.47%程度	投資信託財産 の運用・管理 等の対価
「CAマネープールファンド (適格機関投資家専用)」	年率0.378%（税抜0.35%）以内 各月毎に決定するものとし、前月の最終 営業日の翌日から当月の最終営業日ま での信託報酬率は、各月の前月の最終5営業 日における無担保コール翌日物レートの 平均値に0.3を乗じて得た率（以下「当該 率」といいます）に応じて次に掲げる率 とします。 1. 当該率が0.35%以下の場合：当該率 （当該率が、委託会社が任意に定める 率以下の場合、任意に定める率と します。ただし、任意に定める率は 0.05%以下とします。） 2. 当該率が0.35%超の場合：年10,000分 の35	

したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の負担の上限は、年率1.60%（税込）程度となります。

ファンドの信託報酬年率1.1124%（税込）に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.47%程度）を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額およびコール・ローンの取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

その他、組入投資信託証券においては年率0.01%のルクセンブルクの年次税のほか、管理費用、受託費用、監査費用等がかかります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成27年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税¹または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税¹が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ² 、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算³をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

2 平成49年12月31日までは、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

3 平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

* 平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

期間	税率
平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

平成49年12月31日までは、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

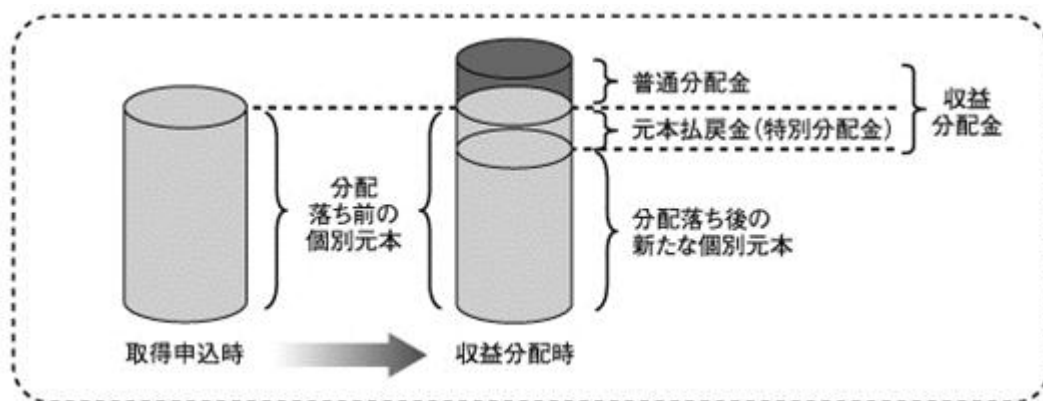
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

ファンドの運用は平成27年12月11日より開始する予定であり、本書作成日現在、該当事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

<参考情報>

〔運用実績〕

ファンドの運用は平成27年12月11日より開始する予定であり、同日まで運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。

運用実績等については、委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

お取扱いのコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

1【申込（販売）手続等】

(1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がルクセンブルクの銀行休業日、または12月24日である場合の取得申込みの受付は行いません（当初申込期間を除きます。）。

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) ファンドの価額は、当初申込期間においては1口につき1円とし、継続申込期間においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



(3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については前記（2）のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。

(4) なお、取得申込時には、申込手数料をご負担いただくものとし、ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。詳しくは販売会社にお問合せください。

- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が個別に定める解約単位をもって一部解約の請求の実行（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ルクセンブルクの銀行休業日、または12月24日である場合には、解約請求の申込みの受付は行いません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに解約請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求の申込みは、翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（2）」をご参照ください）に問合せることにより知ることができます。

解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約の請求の受付を取り消すことができるものとします。委託会社の判断により一定の金額を超える解約申込には制限を設ける場合があります。

- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3【資産管理等の概要】

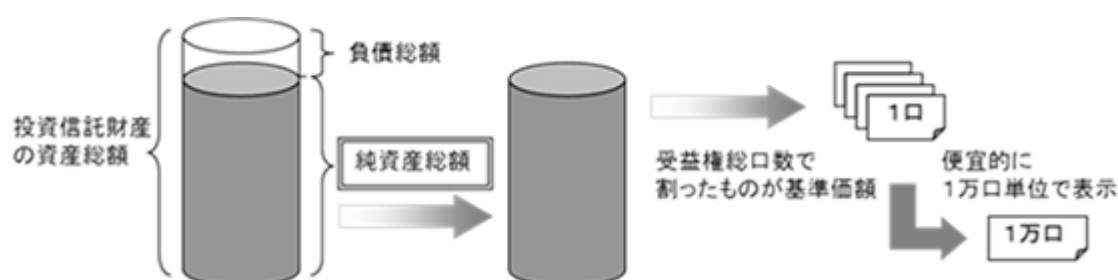
(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は便宜上1万口単位に換算した価額で表示されます。ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

- 1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

投資信託契約締結日から平成37年11月14日までとします。

ただし信託期間中に「（５）その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「（５）その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年11月15日から翌年11月14日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成28年11月14日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了（ファンドの繰上償還）

（イ）委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合

B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき

C やむを得ない事情が発生したとき

（ロ）委託会社は、前記（イ）にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。

1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

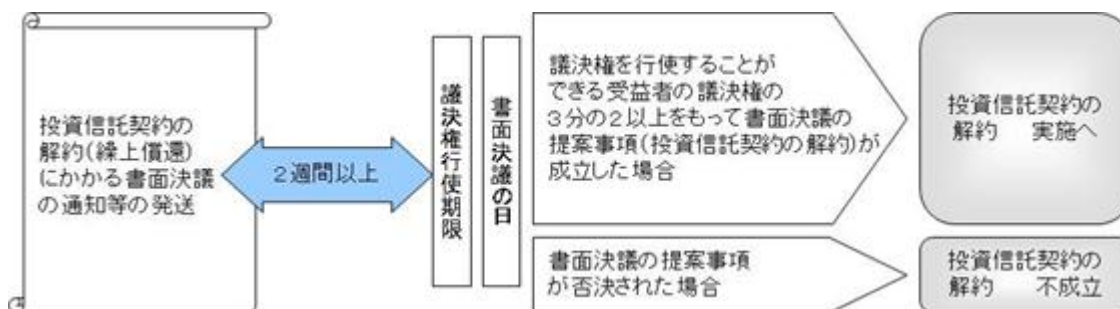
3) 前記1)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。

1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1)から3)までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合

2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

< 信託の終了の手続 >



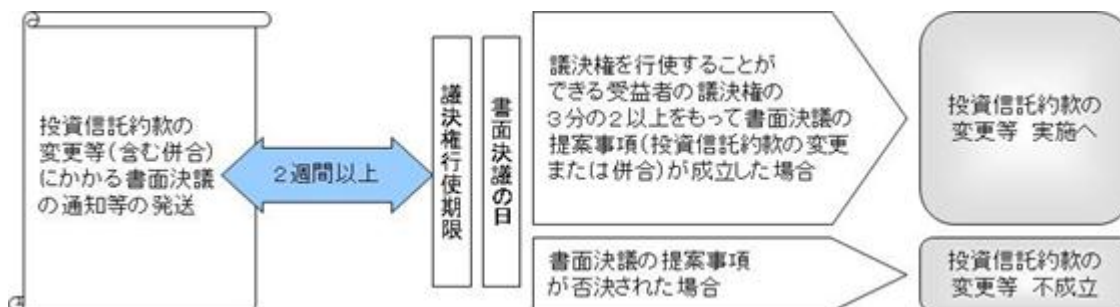
- (ハ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受けません。
- (ニ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「投資信託約款の変更等」(ロ)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (ヘ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- (ロ) 委託会社は、前記(イ)の事項（(イ)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (ハ) (ロ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(ハ)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) (ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ) (ロ) から (ホ) の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 前記(イ) から前記(ヘ) にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続 >



- (チ) ファンドは受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受けません。

運用報告書の作成

委託会社は毎決算時および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

その他

- (イ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間終了後3ヵ月以内に、半期報告書を計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

- (ロ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし)に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします(決算日(休日の場合は翌営業日)から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します)。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとしします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日の翌営業日)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし)に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとしします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

途中換金(買取)請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目から受益者にお支払いします。

* 買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、平成27年12月11日より開始される予定であり、本書作成日現在、何ら資産を有していません。

ファンドの経理状況については、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、有価証券報告書に記載するファンドの経理状況を表示する投資信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）および投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）の定めるところにより行います。また、この財務諸表に財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）に定める監査証明を受けることとしております。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

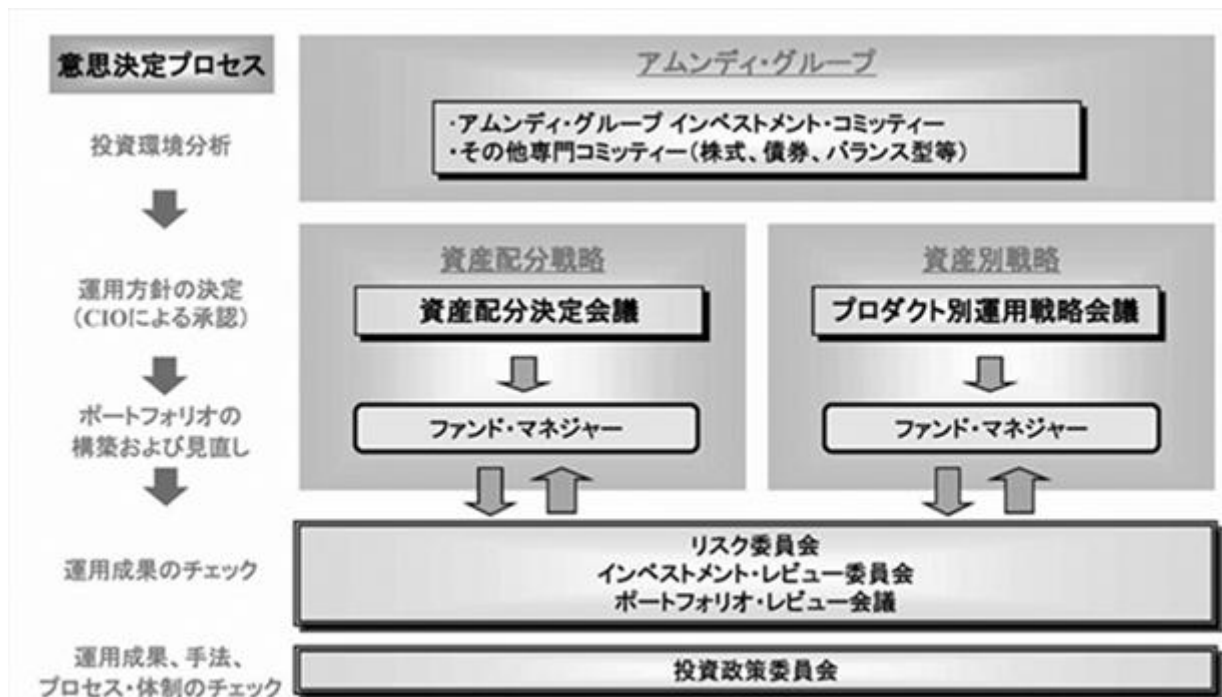
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的で開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

前記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成27年8月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	18	41,412
追加型株式投資信託	194	2,440,407
追加型公社債投資信託	1	17,236
合計	213	2,499,055

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (平成26年3月31日)	第34期 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,252,064	4,006,104
有価証券	1,549,835	1,280,268
前払費用	123,202	111,748
未収入金	4,703	4,711
未収委託者報酬	1,618,084	2,133,487
未収運用受託報酬	*1 989,117	*1 1,220,234
未収投資助言報酬	2,637	4,835
未収収益	*1 106,913	*1 94,651
繰延税金資産	98,508	180,753
先物取引	6,840	-
委託証拠金	119,915	5,887
立替金	77,293	111,033
その他	103	69
流動資産合計	6,949,214	9,153,779
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	*2 109,143	*2 97,438
器具備品(純額)	*2 91,300	*2 113,901
有形固定資産合計	200,443	211,339
無形固定資産		
ソフトウェア	8,767	7,178
電話加入権	934	934
無形固定資産合計	9,702	8,112
投資その他の資産		
金銭の信託	-	1,314,154
投資有価証券	2,508,026	3,240,128
関係会社株式	84,560	84,560
長期未収入金	4,000	3,000
長期差入保証金	182,049	199,857
ゴルフ会員権	60	60
貸倒引当金	4,000	3,000
投資その他の資産合計	2,774,695	4,838,760
固定資産合計	2,984,840	5,058,211
資産合計	9,934,054	14,211,989

(単位:千円)

	第33期 (平成26年3月31日)	第34期 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,160	2,319
預り金	307,458	354,200
未払金	1,149,002	1,463,505
未払償還金	4,009	-
未払手数料	919,265	1,258,595
その他未払金	*1 225,728	*1 204,910
未払費用	287,973	320,874
未払法人税等	52,415	338,100
関係会社未払金	*1 38,011	*1 616,896
未払消費税等	79,590	263,010
前受収益	102,062	34,455
賞与引当金	100,892	143,567
役員賞与引当金	19,100	29,892
先物取引	-	2,257
流動負債合計	2,137,664	3,569,075
固定負債		
リース債務	4,555	2,136
繰延税金負債	8,586	24,074
退職給付引当金	59,347	35,980
賞与引当金	13,075	33,133
役員賞与引当金	16,133	19,867
資産除去債務	51,930	52,964
固定負債合計	153,627	168,153
負債合計	2,291,290	3,737,228
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	3,903,806	6,716,911
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	2,303,806	5,116,911
利益剰余金合計	4,013,898	6,827,003
株主資本合計	7,632,734	10,445,839

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,190	28,922
繰延ヘッジ損益	17,220	-
評価・換算差額等合計	10,030	28,922
純資産合計	7,642,764	10,474,761
負債純資産合計	9,934,054	14,211,989

（ 2 ） 【 損益計算書 】

（ 単位：千円 ）

	第33期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	第34期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,687,424	15,779,303
運用受託報酬	2,740,189	3,708,288
投資助言報酬	20,054	17,639
その他営業収益	313,117	386,569
営業収益合計	12,760,783	19,891,798
営業費用		
支払手数料	5,760,431	9,990,360
広告宣伝費	125,877	115,498
調査費	1,328,275	1,402,345
調査費	658,084	691,906
委託調査費	670,191	710,439
委託計算費	18,193	20,635
営業雑経費	182,722	168,609
通信費	36,084	42,520
印刷費	129,844	107,212
協会費	16,793	18,876
営業費用合計	7,415,498	11,697,447
一般管理費		
給料	2,660,475	2,779,891
役員報酬	95,853	124,594
給料・手当	2,184,875	2,183,550
賞与	352,428	462,670
役員賞与	27,319	9,077
交際費	14,824	14,961
旅費交通費	69,548	81,846
租税公課	42,426	57,342
不動産賃借料	165,153	167,818
賞与引当金繰入	108,300	163,625
役員賞与引当金繰入	27,200	33,625
退職給付費用	328,220	259,853
固定資産減価償却費	38,212	35,714
福利厚生費	350,779	363,438
諸経費	199,639	202,191
一般管理費合計	4,004,775	4,160,303
営業利益	1,340,510	4,034,048
営業外収益		

有価証券利息	10,106	11,954
有価証券売却益	-	1,605
受取利息	11	9
為替差益	26,677	1,538
雑収入	17,631	11,773
営業外収益合計	54,425	26,879
営業外費用		
有価証券売却損	666	-
関係会社株式評価損	1,607	-
先物取引評価損	-	16,014
支払利息	39	94
雑損失	3,467	40
営業外費用合計	5,780	16,148
経常利益	1,389,155	4,044,779
特別損失		
固定資産除却損	*1 684	*1 7,511
特別損失合計	684	7,511
税引前当期純利益	1,388,471	4,037,268
法人税、住民税及び事業税	80,085	951,382
法人税等調整額	6,543	77,219
法人税等合計	73,541	874,163
当期純利益	1,314,929	3,163,105

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第33期（自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
別途積立金		繰越利益剰余金			
当期首残高	110,093	1,600,000	1,363,877	3,073,969	6,692,804
当期変動額					
剰余金の配当			375,000	375,000	375,000
当期純利益			1,314,929	1,314,929	1,314,929
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			939,929	939,929	939,929
当期末残高	110,093	1,600,000	2,303,806	4,013,898	7,632,734

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	12,041	-	12,041	6,704,845
当期変動額				
剰余金の配当				375,000
当期純利益				1,314,929
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,231	17,220	2,011	2,011
当期変動額合計	19,231	17,220	2,011	937,918
当期末残高	7,190	17,220	10,030	7,642,764

第34期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	2,303,806	4,013,898	7,632,734
当期変動額					
剰余金の配当			350,000	350,000	350,000
当期純利益			3,163,105	3,163,105	3,163,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			2,813,105	2,813,105	2,813,105
当期末残高	110,093	1,600,000	5,116,911	6,827,003	10,445,839

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	7,190	17,220	10,030	7,642,764
当期変動額				
剰余金の配当				350,000
当期純利益				3,163,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36,112	17,220	18,892	18,892
当期変動額合計	36,112	17,220	18,892	2,831,997
当期末残高	28,922	-	28,922	10,474,761

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～18年
器具備品	4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・東証株価指数先物取引

ヘッジ対象・・・投資有価証券

(3) ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

原則として毎日ヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

（貸借対照表関係）

*1各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第33期 (平成26年3月31日)	第34期 (平成27年3月31日)
未収運用受託報酬	52,089千円	29,378千円
未収収益	53,872千円	74,065千円
その他未払金	88,949千円	106,207千円
関係会社未払金	38,011千円	616,896千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第33期 (平成26年3月31日)	第34期 (平成27年3月31日)
建物	70,959千円	68,245千円
器具備品	157,358千円	169,289千円

（損益計算書関係）

第33期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

*1特別損失に含まれる固定資産除却損

固定資産の除却損は、本社オフィスで使用していた固定資産の除却であります。

第34期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

*1特別損失に含まれる固定資産除却損

固定資産の除却損は、本社オフィスで使用していた固定資産の除却であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第33期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月20日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	375,000千円
(ロ) 1株当たり配当額	156.25円
(ハ) 基準日	平成25年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成25年6月20日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月18日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	350,000千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	145.83円
(ニ) 基準日	平成26年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成26年6月18日

第34期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成26年6月18日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	350,000千円
(ロ) 1株当たり配当額	145.83円
(ハ) 基準日	平成26年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成26年6月18日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月16日開催の定時株主総会において、次の議案を決議することを予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	250,000千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	104.17円
(ニ) 基準日	平成27年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成27年6月16日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（２）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金もしくは国債等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

デリバティブ取引は株価指数先物取引及び、その他の指数先物取引を行っております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、毎日ポジション並びに評価額及び評価損益の管理を行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第33期(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	2,252,064	2,252,064	-
(2) 未収委託者報酬	1,618,084	1,618,084	-
(3) 未収運用受託報酬	989,117	989,117	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,362,405	1,369,960	7,555
其他有価証券	2,695,456	2,695,456	-
資産計	8,917,127	8,924,682	7,555
(1) 未払手数料	919,265	919,265	-
負債計	919,265	919,265	-
デリバティブ取引（*1）	6,840	6,840	-
デリバティブ取引計	6,840	6,840	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

第34期(平成27年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	4,006,104	4,006,104	-
(2) 未収委託者報酬	2,133,487	2,133,487	-
(3) 未収運用受託報酬	1,220,234	1,220,234	-
(4) 金銭の信託	1,314,154	1,314,154	-
(5) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,428,106	2,449,590	21,484
其他有価証券	2,092,291	2,092,291	-
資産計	13,194,375	13,215,860	21,484
(1) 未払手数料	1,258,595	1,258,595	-
負債計	1,258,595	1,258,595	-
デリバティブ取引（*1）	(2,257)	(2,257)	-
デリバティブ取引計	(2,257)	(2,257)	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

（単位：千円）

区分	第33期(平成26年3月31日)	第34期(平成27年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	84,560

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(平成26年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	2,252,064	-	-	-
未収委託者報酬	1,618,084	-	-	-
未収運用受託報酬	989,117	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	350,000	950,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの	370,000	1,080,000	-	-
合計	5,229,266	1,430,000	950,000	-

第34期(平成27年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	4,006,104	-	-	-
未収委託者報酬	2,133,487	-	-	-
未収運用受託報酬	1,220,234	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	700,000	1,650,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの	360,000	720,000	-	-
合計	7,719,825	1,420,000	1,650,000	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第33期(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,362,405	1,369,960	7,555
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-
合計	1,362,405	1,369,960	7,555

第34期(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	2,428,106	2,449,590	21,484
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-
合計	2,428,106	2,449,590	21,484

2. 子会社株式

子会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第33期(平成26年3月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	1,484,616	1,495,362	10,746
	(3) その他(注)	13,179	16,960	3,782
	小計	1,497,795	1,512,322	14,528
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,208,832	1,183,133	25,699
	小計	1,208,832	1,183,133	25,699
合計		2,706,627	2,695,456	11,171

（注）投資信託受益証券であります。

第34期(平成27年3月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	1,099,159	1,106,712	7,553
	(3) その他(注)	1,448,129	1,486,221	38,091
	小計	2,547,288	2,592,933	45,645
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	814,219	813,512	706
	小計	814,219	813,512	706
合計		3,361,507	3,406,445	44,938

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却したその他有価証券

第33期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	11,675	647	1,313

第34期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	375,296	-	26,765

（注）損益計算書上、ヘッジ手段から生じる決済及び評価益（28,370千円）と相殺して、有価証券売却益（1,605千円）として表示しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

第33期(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第34期(平成27年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場 取引	その他の指数先物取引				
	売建	110,868	-	113,125	2,257
	東証REIT指数先物				
合計		110,868	-	113,125	2,257

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づいております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

第33期(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	株価指数先物取引				
	売建	その他有価証券	367,740	-	6,840
	東証株価指数先物				
合計			367,740	-	6,840

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づいております。

第34期(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	第33期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	第34期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	58,759	59,347
退職給付費用	283,177	214,893
退職給付の支払額	135,515	103,535
制度への拠出額	147,073	134,725
退職給付引当金の期末残高	59,347	35,980

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)	
	第33期 (平成26年3月31日)	第34期 (平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	475,108	548,995
年金資産	419,618	519,455
会計基準変更差異の未処理額	493	-
	54,997	29,540
非積立型制度の退職給付債務	4,350	6,440
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59,347	35,980
退職給付に係る負債	59,347	35,980
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59,347	35,980

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 283,177千円 当事業年度 214,893千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度45,043千円、当事業年度44,960千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (平成26年3月31日)	第34期 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
前受収益	36,375千円	11,373千円
繰越欠損金	524,140千円	- 千円
未払費用否認額	57,896千円	54,530千円
未払事業税	- 千円	68,052千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	35,958千円	58,178千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	21,151千円	11,636千円
減価償却資産	6,885千円	5,401千円
資産除去債務	18,508千円	17,128千円
その他有価証券評価差額金	3,981千円	- 千円
その他	10,325千円	9,369千円
繰延税金資産小計	715,220千円	235,667千円
評価性引当額	602,231千円	54,914千円
繰延税金負債との相殺	14,481千円	- 千円
繰延税金資産合計	98,508千円	180,753千円
繰延税金負債		
資産除去債務会計基準適用に伴う有形固		
定資産計上額	13,532千円	8,058千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	16,016千円
繰延ヘッジ損益	9,536千円	- 千円
繰延税金負債合計	23,067千円	24,074千円
繰延税金資産との相殺	14,481千円	- 千円
繰延税金資産の純額	89,922千円	156,679千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第33期 (平成26年3月31日)	第34期 (平成27年3月31日)
法定実効税率	35.6%	35.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.6%
住民税均等割等	0.3%	0.1%
連結納税制度適用による影響	2.7%	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.4%
評価性引当額の減少	35.3%	13.9%
その他	2.0%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.3%	21.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第33期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。この税率変更による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

第34期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

第33期

第34期

	(自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	(自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
期首残高	50,917 千円	51,930 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	1,013 千円	1,034 千円
資産除去債務の履行による減少額	-	-
その他増減額(は減少)	-	-
期末残高	51,930 千円	52,964 千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第33期(自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)及び第34期(自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第33期(自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）	1,662,404	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

第34期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しておりません。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
16,913,125	2,176,269	802,404	19,891,798

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）	3,382,436	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）	2,482,477	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第33期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有（被 所有）割 合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親 会 社	アムンディ・ エスアー	フランス パリ市	596,262 （千ユーロ）	投資 顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、 投資顧問 契約の再 委任等	運用受託報酬*1	147,721	未収運用受託 報酬	52,089
								情報提供、コンサ ルティング料（そ の他営業収益）*1	115,395	未収収益	53,872
								委託調査費等の 支払*2	329,842	未払金	88,949

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有（被 所有）割 合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄 弟 会 社	アムンディ・ ルクセンブル グ	ルクセン ブルグ	87,315 （千ユーロ）	投資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	656,193	未収運用 受託報酬	281,980
								委託者報酬*1	33,723	未収委託者 報酬	6,600
								投資助言報酬*1	9,007	未収投資助言 報酬	2,564

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社（非上場）

アムンディ・ エス・アー（非上場）

アムンディ・グループ エス・アー（非上場）

クレディ・アグリコル エス・アー（ユーロネクスト パリに上場）

第34期（自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼 任等	事業上 の関係				
親会社	アムンディ・ エスアー	フランス パリ市	596,262 (千ユーロ)	投資顧問 業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、 投資顧問 契約の再 委任等	運用受託報酬*1	117,303	未収運用受託 報酬	29,378
								情報提供、コンサル ティング料(そ の他営業収益)*1	275,356	未収収益	74,065
								委託調査費等の支 払*2	411,856	未払金	106,207
親会社	アムンディ・ ジャパンホー ルディング株 式会社	東京都千 代田区	5,400,000 (千円)	有価証券 の保有	(被所有) 直接 100%	なし	連結納税 親会社	法人税等の支払	616,896	関係会社未払 金	616,896

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出 資金	事業の 内容又は職業	議決権 の所有 (被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ ルクセンブルグ	ルクセン ブルグ	153,419 (千ユーロ)	投資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	2,017,736	未収運用受託 報酬	554,086
								委託者報酬*1	147,501	未収委託者報 酬	13,245
								投資助言報酬*1	11,032	未収投資助言 報酬	2,979

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)

アムンディ エス・アー(非上場)

アムンディ・グループ エス・アー(非上場)

クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

(1株当たり情報)

	第33期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	第34期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	3,184.48 円	4,364.48 円
1株当たり当期純利益金額	547.89 円	1,317.96 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第33期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	第34期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
当期純利益(千円)	1,314,929	3,163,105
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,314,929	3,163,105
期中平均株式数(千株)	2,400	2,400

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 51,000百万円（平成27年3月末日現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として募集の取扱および販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2)目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3)交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表・写真等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5)請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (6)交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

平成27年6月10日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。